

○吉川沙織君 立憲民主党の吉川沙織でございま
す。

新型コロナウイルス感染症によりこの間お亡くな
なりになられた方に心からのお悔やみと、罹患さ
れた方々にお見舞いを申し上げます。そして、
日々最前線で御尽力いただいている医療従事者の方
を始め関係者の皆様に心より敬意を表して、質
疑に入ります。

今日の質疑に当たつて、今朝、基本的対処方針
が示されました。その対処方針から、経済活動維
持との両立から方針転換を、感染拡大防止を最優
先にするという報道がありましたが、それは事実
でしょうか。

○国務大臣（西村康稔君） お答えを申し上げま
す。

国民の皆さん命と暮らし、両方守るというこ
とが何より大事であります。ただ、現在の局面は、
感染がこれだけ拡大をし、医療が逼迫をしてきて
いる状況でありますので、現時点の対処方針の中
では、まさにこの感染拡大を抑えること、これを
言わば最優先として取り組んでいくと、そうした

方針を書かせていただいております。

ただ、こうした状況で影響を受ける皆さん方に対しての支援はしっかりと行っていくということも明記をさせていただいております。

○吉川沙織君 今の大臣の答弁でよく分からなかつたんですけど、感染拡大防止と経済活動維持の両立をというところを、感染拡大防止を最優先ということでお理解しました。であるならば、今まで総理は感染拡大防止と経済活動両立の維持ということを最大の両輪として回していくとおつしやっていたんですから、本来であればここに総理がお出ましになつて、私たち国民の代表である国會議員の質問にお答えいただくのが筋であると思います。

西村大臣は、昨年十一月二十五日の会見で、ス

テージ三に相当する対策が必要となる地域において二週間対策をきちんとやれば三週間目から効果が出てくる、この三週間が勝負だと思いますと何度もおつしやいました。しかしながら、一昨日の分科会において、東京を中心とした首都圏では既にステージ四相当の対策が必要な段階に達しているとなつて、今日の緊急事態宣言、国会報告に至つています。

そこで、改めてお伺いしますが、勝負の三週間とはいつからいつまででしたでしょうか。

○国務大臣（西村康稔君） 正確な日にちを言う

ところですが、十一月の上旬から一月にかけての三週間だったと認識しております。

○吉川沙織君 今大臣は十一月の上旬からとおつしやいましたが、十一月二十五日から十二月十六日の三週間です。

大臣、毎日毎日会見をされていると先ほどの衆議院の議運の答弁でもおつしやつていました。勝負の三週間は大事だ大事だとおつしやつていたにもかかわらず、その日付がすんなり出てこないことは残念であります。いずれにしても、二週間対策をしたけれども、三週間でその効果は残念ながら現れなかつたということになります。ですから、この三週間が終わつた十二月十六日に、本来であればここで緊急事態宣言を出すべきタイミングであったと言つて過言ではありません。

では、この緊急事態宣言の発出要件は法律でどう定められているかというと、新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条、そしてこの規定に基づく政令、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第六条に規定されています。

発出の要件は法と施行令に定められていますが、この具体的に発出するか否かというのは、これらを踏まえた上で総合的に判断するという理解でよろしいでしようか。

○国務大臣（西村康稔君） お答え申し上げます。

まず、先ほど私、十一月上旬からと申し上げた

のは、十一月十一日に初めて会見で私、このまま拡大すれば緊急事態宣言が視野に入つてくるということを申し上げたところが頭に残つていたものですから、そのように申し上げました。大変失礼いたしました。

その上で、実は今日の諮問委員会でも議論になつたんですけども、この政令は新型インフルエンザを念頭に置いてできた政令でありまして、このコロナへの対応と必ずしも合致をしていない部分がございます。したがつて、解釈を拡大をして、今日もそういう議論になりましたけれども、まさに全国的かつ急速な蔓延のおそれと、それによつて国民経済、生活に影響が及ぶということをもつて判断をしてきているところであります。

そして、具体的には、御指摘ありましたように、専門家の皆さん、分科会の皆さんからステージ四という指標が示されておりまして、その指標に当たるかどうか、機械的な当てはめだけではなく総合的に、特に医療の状況はどうなのかということを念頭に置きながら判断をしていくということになります。

○吉川沙織君 法と施行令に発出要件は定められていて、外見上、十分満たしています。ただ、これまでの国会の大蔵の答弁を拝読しますと、これらを勘案して、諮問委員会やそういうところに聞いた上で総合的に判断して発出を今日もお決め

になったということだと思います。

では、解除について、特措法第三十二条五項では、必要がなくなつたと認めるときに解除宣言をすることが実は規定されていて、具体的な解除要件、つまり判断基準は規定されていない、この理解でよろしいでしょうか。発出要件は法と施行令にあります。解除要件は、法に「必要がなくなつたと認めるとき」としか書いていらないんです。それではよろしいですか。

○国務大臣（西村康稔君） そのように理解をしております。

○吉川沙織君 これも総合的な判断と実は基本的対処方針には書いてあります。ただ、基本的対処方針に目安がたとえあつたとしても、具体的な基準が法令に規定されておりません。それはいかがなものかと思います。

今般、特措法改正すると報道されています。具体的に規定いたしませんか。

○国務大臣（西村康稔君） 昨年春に緊急事態宣言を経験しました。そのときの解除基準は、実は東京に当てはめますと一日十人とか二十人とかという水準でありまして、その後の感染拡大、あるいはその後もいろんなことが分かつてきましたので、分からなかつた去年とはまた違う状況になつてきております。

今は、今の時点での解除基準としてステージ三

と四の基準が示されておりますので、ステージ四になれば緊急事態宣言ということですが、ステージ三の基準、これは東京に当てはめますと一日五百人ぐらいということになるんですが、それを下回つてきて、そして更にステージ二を目指すということですから、三百人以下を目指すということになつてきています。

したがつて、まだまだ分からることの多い新型コロナウイルスですので、法定してしまふとそれでもう身動きが取れなくなつてしまふので、そういう意味で、附帯決議でもいただいております、この緊急事態宣言の発出や解除に当たつては専門家の意見をしつかりと聞いて判断をしていくようにと、そのことを頭に置いて対応していきたいというふうに考えております。

○吉川沙織君 発出の場合は法と施行令に書いてあつて、例えば去年の三月十八日、衆議院内閣委員会で西村大臣、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第六条を引いて二つの要件を具体的にお答えになつた上で総合的に判断とおつしやっています。でも、解除の基準は実はこういったものがないんです。ですから、せめて指標となるものはあつてしかるべき、国民の生命、身体に関わることですから、是非そこはきちんとやつていたいだきたいと思います。

またちょっと違つた観点から伺いたいんですけど、

衆議院の議運委員会でも、また今もそうですが、ステージ三とかステージ四という言葉が何度も出てきました。ステージ四相当になつたという報告が分科会で一昨日なされたから今日のこの緊急事態宣言の発令のための国会報告に至つたと理解しています。でも、ステージ四相当と判断されたのは一昨日です。でも、緊急事態宣言の発令は今日です。だから、ステージ四になつたら直ちに緊急事態宣言になるのか、その関係性がよく分からぬんですけど、もし御所見あればお願ひします。

○国務大臣（西村康稔君） 数字は日々動いていきますので、退院される方が一日に十人、二十人、あるいは百人と出られるときもありますし、あるいは百人と出られるときもありますし、あるいは一気に新規陽性者の数が増えて急に逼迫するような状況もあります。ですので、日々の数字をもちろんこれ毎日我々も分析をしておりますけれども、言わば一週間単位で見ながら判断をしていくということになりますし、一定のこの緊急事態宣言やるときには周知期間も必要でありますので、四日に總理が検討に入るということで、分科会もやるべきだということで御指摘をいただいたといふうふうに理解しております。

○吉川沙織君 ステージ三までみんなで頑張れば解除になるんだというのが連動していればすごく

分かりやすいんですけれども、緊急事態宣言の発出要件は先ほど取りさせていただきましたとおり法令であるものの、発出するか否かも一応総合的判断、解除の基準は具体的なものは法令で定められてもいい状況です。現状では分かりにくい。そうなると、具体性、予見性が十分ではありません。

現状は、首都圏など都市部から周辺へ感染がしみ出しており、何よりも感染者数の増加を抑えることが我が国として急務だと思います。行動自粛や時短要請への協力を後押しするためには、出口、目標となる緊急事態宣言の発令、解除要件、基準をできる限り明確に具体的に示し、国民、事業者がそれぞれの行動自粛や時短営業、社会活動や事業活動の再開について見通しが立てられるよう、予見可能性を高めていくことが何より重要だと思います。そのためには、法律にできる限りものを書き込んで、政令への委任が必要になったときは私たち立法府がそれをチェックしていく、その役割を担つていています。

では、その立法府の立場に立つて、昨年の臨時国会はいつ閉会したでしょうか、参議院事務局に伺います。

○参考（金子真実君） お答えいたします。

第二百三回国会は、令和二年十一月五日土曜日が会期終了日となつております。

○吉川沙織君 立憲民主党を始めとする野党四党は、新型コロナウイルス感染症対策の議論のため、新型インフルエンザ特措法を議員立法として改正案を昨年十一月に国会に提出し、さらには国会の会期を延長するよう申し入れましたが、数の力で否決され、国会は今答弁があつたとおり十二月五日に閉会をしました。今になつて緊急事態宣言の発出と新型インフルエンザ特措法改正を急ぐ旨報道されていますが、今この現在時点でも国会は閉会したままであります。遅きに失したとはいえ、一刻も早い改正は必要だと思います。

では、立法措置を行おうとする場合、閉会中でも可能かどうか、参議院事務局に伺います。

○参考（金子真実君） お答えいたします。

閉会中の審議につきましては、本会議において継続審査又は調査の議決が行われた場合のみ当該委員会において行なうことができます。

他方、法律案の発議、提出や本会議の招集は行えないとされておりますので、閉会中に法律を成立させることはできません。

○吉川沙織君 社会全体が共通の危機感を共有し、対処することが求められる中、国会が開かれていないことは迅速かつ集中的な対応のための立法機能の放棄に等しく、じくじたる思いです。

この度、営業時短要請に応じなかつた飲食店に対し、短縮要請の指示を出したことを公表できる特措法施行令改正の報道があります。要請に応じたくとも、営業時間を短縮すれば事業の存続 자체が危ぶまれる事業者も少なくありません。営業の自由に関わることを考えれば、できる限り具体的に位置付けることで生活と雇用に対する不安を緩和し、積極的に協力を得られる環境を整備することこそが国の責務だと思います。

今朝示された基本的対処方針によれば、補償はあくまでも各都道府県が行う支援に対する政府の予算措置であつて、法に基づくものではありません。国の責任と捉え、感染症対策を行うという政府の強い決意があるのであれば、法に規定すべきだと思います。

国民の更なる協力を得て、感染拡大を抑制していくため、国民の代表、立法機関、行政監視機能をつかさどる国会としてその役割を十全に果たす必要があることを申し上げて、質問を終わります。